

新型コロナウイルス感染症への対応（当面急を要するもの）について

1 緊急経済対策

別紙1

2 特別定額給付金

別紙2

3 子育て世帯への臨時特別給付金の支給

児童手当受給世帯への子一人当たり1万円の支給

（ 想定対象児童数：33,000人×1万円＝3億3,000万円
事務経費見込み：約1,000万円 ）

4 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症対策室の設置

- ・期間 令和2年5月1日～令和3年3月31日
- ・組織 部内室として総務部長（危機管理監）直下に配置
- ・体制 職員3名
- ・業務 対策本部の事務局、総合調整

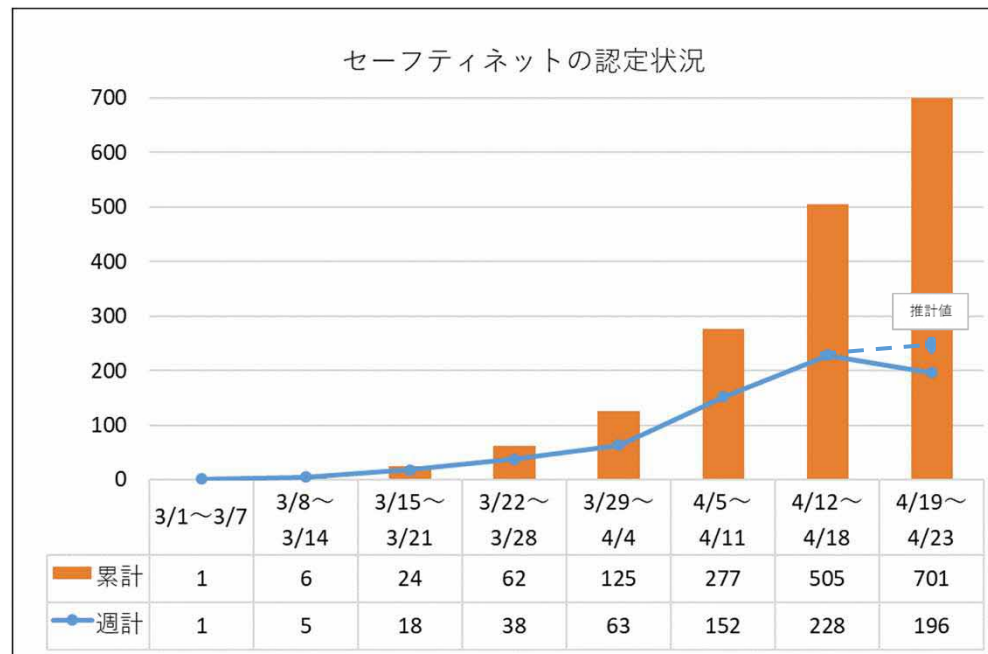
(2) 特別定額給付金室の設置

- ・期間 令和2年4月27日～当面の間
- ・組織 部内室として保健福祉部に配置
- ・体制 職員4名
- ・業務 定額給付金の交付

1 これまでの経緯

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大による経営への影響（セーフティネットの認定状況：4/23時点）

中分類業種	認定件数	平均売上減少率
飲食店	149	40%
総合工事業	40	52%
その他の小売業	40	25%
洗濯・理容・美容・浴場業	37	25%
職別工事業(設備工事業を除く)	26	38%
設備工事業	25	41%
食料品製造業	24	27%
飲食料品卸売業	23	29%
飲食料品小売業	23	32%
機械器具小売業	22	46%
医療業	19	21%
その他の卸売業	17	39%
織物・衣服・身の回り品小売業	17	43%
宿泊業	14	63%
(中 略)		
合計	701	



- 認定件数は4月以降急激に増加。コロナウイルスの感染拡大に伴い、事業者の経営悪化が顕著に。
- 認定事業者は「飲食店」が最も多く、外出自粛等による消費低迷が大きく影響
- 「宿泊業」は、売上の平均減少率が63%と最も大きく、昨夏の韓国との国交悪化から始まった外国人観光客等の減少、国内旅行・出張の自粛が大きく影響
- 飲食店、小売業、宿泊業で、全体の認定件数の4割程度を占めており、特に影響が大きい。

4月16日 佐賀市版緊急経済対策（宿泊支援事業、クーポン券発行事業等）を市議会全員協議会へ説明
⇒【目的】「3密」対策等を講じ、感染拡大を防止しながら、経済活動の継続を支援

(2) 緊急事態宣言の発令

- 4月16日 佐賀県への緊急事態宣言（～5/6）発令を受け、佐賀市版緊急経済対策の「保留」を決定
- 4月20日 県が休業要請等の対象施設を公表（要請等期間：4/22～5/6）

- 外出自粛要請、休業要請等により経済活動が制限 → 深刻な打撃を受ける事業者増の懸念
- 事業継続が困難になる事業者を支援するため、**即効性の高い金銭的支援の必要性**

(3) 休業要請等の影響

≪ 休業要請等の対象となる施設等 ≫

≪ 休業要請等の対象外となる施設等 ≫

中分類業種	具体的な施設等	事業所数	従業員数	中分類業種	具体的な施設等	事業所数	従業員数	セーフティネット 認定状況	
								件数	平均売上 減少率
飲食店	バー、キャバレー、ナイトクラブ 居酒屋（営業時間短縮）	620	2,785	飲食店	食堂、レストラン、専門料理店等 ※営業時間短縮の協力要請店含む	776	6,548	149	40%
その他の教育、学習支援業	図書館、博物館、学習塾等	283	1,166	総合工事業	土木、河川、道路、リフォーム等	442	4,387	40	52%
娯楽業	映画館、パチンコ、ゲームセンター、 カラオケボックス等	105	1,641	その他の小売業	医薬品、化粧品、家具等 ※一部休業要請等の対象となる施設あり	914	5,500	40	25%
洗濯・理容・美容・浴場業	銭湯、エステティックサロン等	71	348	洗濯・理容・美容・浴場業	クリーニング、理髪店、美容院等	735	2,039	37	25%
学校教育	小学校、中学校、高等学校、 大学等	44	2,990	飲食料品小売業	各種食料品店、菓子・パン等	661	6,265	23	32%
その他のサービス業	集会場	5	9	医療業	病院、歯科診療所、一般診療所等	574	10,169	19	21%
合計		1,128	8,939	宿泊業	旅館、ホテル等 ※集会の用に供する部分是要請等の対象	75	1,140	14	63%
全体に占める割合		9.7%	8.0%	織物・衣服・身の回り品小売業	婦人服、子供服店等	379	1,798	17	43%
				(中 略)					
				合計		10,528	103,792	合計	
				全体に占める割合		90.3%	92.0%	701	

(※)事業所数・従業員数は、H28経済センサスによる

(※)網掛の業種…条件によって要請等の対象となる店舗も含む。

⇒ **【県】佐賀型店舗休業支援金**

⇒ **【市】全業種を対象に売上減少事業者を支援**

2 佐賀市緊急経済対策の概要 **【予算総額：15億円】**

地域経済の維持と回復を強力に後押し

【緊急事態宣言発令以降（解除後含む）】 ※市が直接支援

（1）事業継続支援金（予算額：13億8,000万円）

外出自粛要請、事業者への休業要請等によって、さらなる売上減少、廃業等
地域経済に大きな影響を与えるおそれ

- 緊急対策として、事業者の事業継続のための支援金を支給



【緊急事態宣言の解除後、感染状況を見ながら】 ※市民の協力を得ながら支援

（2）宿泊支援事業、クーポン券発行事業等

（予算額：1億2,000万円）

- 感染状況等を見ながら開始時期を判断
- 「3密」対策等の安全対策を講じた上で、市民にも旅館・ホテル、飲食店、小売店等の利用促進を依頼し、消費を喚起する。
ただし、「ECサイトによる市産品販売促進事業」は、緊急事態宣言発令中であっても、人との接触が考えにくいため取組を実施

(1) 事業継続支援金 (13億8,000万円)

(※) 持続化給付金 (国)
売上が前年同月比で50%以上減少した事業者に対し、法人200万円、個人事業者等100万円を上限に給付

■目的

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、既に売上が大きく減少している市内中小企業者等が、「緊急事態宣言」の発令を受けて、厳しい状況に追い込まれると予想されるため、市独自の支援金を支給することによって、事業継続の支援を行う。

■対象事業者の要件

- ・佐賀市内の中小企業者・小規模企業者、個人事業者であること。
- ・次の(1)または(2)の要件を満たす事業者であること。
 - (1)令和2年1月から7月までのいずれかの1か月の売上が、前年同月比で20%以上減少した事業者
 - (2)令和2年1月から7月までのいずれかの1か月の売上が、前年同月比で50%以上減少した事業者であって、(2)については、次のいずれかの要件を満たす事業者
 - ①国の持続化給付金(※)の支給を受けた事業者
 - ②令和2年3月以降にセーフティネット保証制度等を活用し、新たに融資を受けた者
 - ③令和2年3月以降に返済猶予等の既借入融資の融資条件を変更した者
 - ④雇用調整助成金の特例措置(新型コロナウイルス感染症関連)の助成を受けた者
- ・平成30年度までの市税を滞納していないこと。
- ・暴力団等に関与していないこと。

■支給額 (一律)

	(1)	(2)
	20%以上減少	50%以上減少し、かつ、①~④のいずれかの要件を充足
法人 (中小企業者・小規模企業者)	20万円	40万円
個人事業者	10万円	20万円

■予算額 13億8,000万円

■スケジュール

- (1)申請期間 予算成立後、2週間程度で申請受付開始。8月下旬まで
- (2)申請方法 原則、郵送
- (3)支援金の支給 申請後、2週間程度で支給

(2) 宿泊支援事業、クーポン券発行事業等 (1億2,000万円) 4/16全員協議会説明 ※赤字は今回改正箇所

① 宿泊支援事業

- ・対象施設 市内の旅館、ホテル
- ・対象者 市民 (**同居家族単位での利用**。单身可)
- ・対象商品 施設が設定する専用割引プラン及びテレワークプラン (事前に事務局へ登録)
- ・販売場所 各宿泊施設・事業事務局(観光協会等)
- ・宿泊施設の参加条件
登録制(**「3密」対策の徹底**⇒対策計画提出)
利用者確認 (運転免許証、宿泊者名簿の提出等)
- ・限度額 宿泊費の半額(**2万円上限**:1人1泊)
※予約の成立時点で助成金を施設へ給付
- ・予算額 **3,000万円**
[**@ 2万円×1,200人泊** = 2,400万円 事務費600万円]
- ・販売期間 発売から概ね2ヵ月
- ・使用期限 令和3年3月まで

② 温泉給湯使用料減免

- ・温泉給湯は口数により定額 (1口は6L/分)
- ・利用客の減少に伴い温泉使用料も減少しているため、実際の使用状況を鑑み減額する。
- ・減額期間 **4月分、5月分**
- ・減額率 **全額免除 (延長の場合は、減額率を再検討)**

≪実施期間≫

R2年4月	5月	6月～R3年3月
	① 宿泊支援	①・③開始時期は、宣言解除後、状況を見て判断
	② 給湯使用料減免	
		③ クーポン券発行 (約4ヵ月)
	④ ふるさと納税PR	▶市内で感染が拡大しても継続可能
	⑤ ECサイト	▶市内で感染が拡大しても継続可能

③ クーポン券発行事業

- ・対象業種
【飲食店】・売上が前年同月比10%以上減少の店舗
・**「3密」対策を講じる店舗**⇒対策計画提出
※特にテイクアウトに取り組む店舗は広報で支援
※バー、キャバレー、ナイトクラブなど接客を伴う店舗は対象外
- 【小売業】売上が前年同月比10%以上減少の店舗
※小売業以外でも、市内に販売するための店舗を構える事業者は対象に含む(土産物等)
- ・対象者 市民
(販売時に利用者確認 (運転免許証等))
(店内飲食は、同居家族単位での利用。单身可)
- ・プレミアム率 25% (4,000円で購入→5,000円利用)
- ・予算額 **6,500万円**
- ・発売総額 1億6,000万円 (4,000円×40,000冊)
- ・発行総額 2億円 (5,000円×40,000冊)
- ・期間 **発行後4ヵ月程度** (延長の場合あり)

④ ふるさと納税PR事業

- ・ふるさと納税のPRを強化し、地場産品の販売拡大
- ・登録品目 約800品目：米、肉、海苔、果物等
- ・予算 既決予算対応 (ポータルサイト、SNS等広報)

⑤ ECサイトによる市産品販売促進事業

- ・市産品を扱うEC(電子商取引) サイトで市産品を販売
- ・ネット上でイベント (動画配信によるクイズ等) を開催し参加者にはECサイトで使えるクーポン券を発行
- ・予算額 **2,500万円**
(=サイト+動画+広報+事務費)

○特別定額給付金事業について

1 目的

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）が示され、市民の福祉向上のために、本市においても簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う。

2 事業の性格

事業主体 市区町村（国庫補助事業 10/10 補助）

補助額 事業費 給付金支給額 全額：約232億円

事務費（国の目安） 約2億円

※基準額9,241千円/1団体+1,871円×101,500世帯（見込）

⇒本市における事務費予算額：約9千万円

3 給付対象者及び受給権者

- ・給付対象者：基準日（R2.4.27）時点の本市住民基本台帳登載者（約23.2万人）
- ・受給権者：給付対象者の属する世帯の世帯主が、世帯員全員分を受け取る

4 給付額

対象者1名あたり 10万円

5 申請方法

感染対策上、原則郵送または電子申請（システムを国が準備中）

6 申請期間

郵送受付開始から原則3か月間

7 支給時期

できるだけ前倒ししたい（国は5月中の支給開始を要請）

8 市民への周知方法

市報・公式サイト・自治会班回覧・新聞・テレビ・ラジオを使った広報、申請困難者関連団体（市社協、民児協、介護事業者等）への情報提供等

9 実施スケジュール（案）

	令和元年					
	4	5	6	7	8	9
① 国の補正予算成立	★（4/30見込み）					
② 住基システム改修、対象者の抽出	●→					
③ 申請書受付（窓口）		●→				
申請書受付（電子）		●→				
④ 対象者への申請書発送			★			
申請書受付（郵送）			●→			
⑤ 申請書審査、振込データ作成、振込通知発送		●→				
⑥ 給付金の振り込み ※電子・窓口申請分のみ先行振込		●→				